

高松市移住促進家賃等補助金 受給要件チェックリスト

【家賃補助の受給要件】 ※次の全てに該当すること。

補助対象要件		チェック
1	単身世帯でないこと。	<input type="checkbox"/>
2	民間の賃貸住宅に入居し、かつ、移住者本人が賃貸借契約の契約者であること。 ※ 3親等以内の親族から借り上げた住宅、公営住宅、特定公共賃貸住宅、独立行政法人都市再生機構による賃貸住宅、その他公的賃貸住宅、勤務先の官舎・社宅・社員寮は対象外です。	<input type="checkbox"/>
3	転入日が、 <u>令和3年7月1日から令和3年12月31日まで</u> の間であること。	<input type="checkbox"/>
4	住民登録が完了していること。	<input type="checkbox"/>
5	転入日以前の3年間に、香川県内で居住したことがないこと。	<input type="checkbox"/>
6	<u>転勤・就学による一時的な転入でなく</u> 、高松に定住する意思を持った転入であること。 ※定住とは、5年以上高松を生活の本拠地とすることです。	<input type="checkbox"/>
7	世帯の全員が、高松市の市税・香川県の県税を滞納していないこと。	<input type="checkbox"/>
8	世帯の全員が、生活保護を受給していないこと。	<input type="checkbox"/>
9	世帯の全員が、公的な家賃補助を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>
10	世帯の全員が、日本国籍または日本の永住権を有していること。	<input type="checkbox"/>
11	世帯の全員が、暴力団員または暴力団関係者でないこと。	<input type="checkbox"/>
12	過去に、この制度による補助を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>
13	居住地域の自治会に加入していること。 ※自治会がわからない場合、地元のコミュニティセンターにお問合せください。	<input type="checkbox"/>
14	高松市の「東京圏UJIターン移住支援事業補助金」の交付を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>

【初期費用に対する補助の受給要件】 ※次のいずれかに該当すること。

15	18歳以下の子どもがいる世帯であること。	<input type="checkbox"/>
16	結婚後3年以内の世帯であること。	<input type="checkbox"/>